

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)のお知らせ ～申請が必要な方～

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

※既に給付金（「ひとり親世帯分」「ひとり親世帯以外分」）を受け取った方を除く

対象者

①②の両方に該当する方（公務員以外で令和3年4月分以降の児童手当又は特別児童扶養手当を受給している方を除く）

①令和3年3月31日時点で

18歳未満の児童（特別児童扶養手当の対象児の場合、**20歳未満**）

を養育する父母等

（※令和4年2月28日までに生まれた新生児等も対象になります）

②令和3年度住民税（均等割）が非課税の方 または

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の収入が急変し、

収入が住民税（均等割）非課税相当（次の表参照）となった方

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫(妻)子1人	156.0万円
3人（例）夫婦子1人	205.7万円
4人（例）夫婦子2人	255.7万円
5人（例）夫婦子3人	305.7万円
6人（例）夫婦子4人	355.7万円

（注）世帯人数は以下の合計

・申請者本人

・同一生計配偶者

（収入金額103万円以下）

・扶養親族（16歳未満含む）

支給額

児童1人につき**5万円**

（裏面もあります）

申請方法

郵送で申請書と必要書類を提出してください。



申請期限

2022年（令和4年）2月28日（消印有効）

※2022年（令和4年）2月14日から2月28日までに生まれたお子さまは、
出生日の翌日から15日以内が申請期限です。

支給時期

申請を受付した翌月末頃振込予定

※ご提出いただいた書類に不備・不足がある場合は、支給が遅れる場合があります。

提出書類

①子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書（請求書）

②簡易な収入（所得）見込額の申立書【家計急変者】

申請書の支給要件が「(2)所得要件②家計急変者」に該当する場合のみご提出ください。

③添付書類 貼付用紙

以下の書類を貼り付けたうえでご提出ください。

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写し）
- ・受取口座の確認書類（通帳等の写し）

④収入（所得）を証明する書類

必要となる書類の詳細は「②簡易な収入（所得）見込額【家計急変者】」をご参照ください。

⑤その他必要書類

詳細は子育て給付課特別給付金担当までお問い合わせください。

（例）申請者が児童と別居している場合、児童の世帯全員分の住民票

お問い合わせ先

藤沢市役所 子育て給付課 特別給付金担当（本庁舎3階）
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
電話：0466-50-3581（直通）
FAX：0466-50-8416
（平日 午前8時30分～正午 午後1時～5時）

